

税理士法人による2事業年度連続の 期限後申告と青色申告承認取消し

税理士・愛知学院大学大学院客員教授
四方田彰 Akira Yomoda

福岡高等裁判所令和5年6月30日判決
令和5年（行コ）第3号
【TAINSコードZ888-2492】
原審：福岡地方裁判所令和4年12月14日判決
令和3年（行ウ）第29号
【TAINSコードZ888-2462】
参照条文●憲法31条、民法99条、法人税法125条、
同法127条、国税通則法74条の14、税理士法2条、
行政手続法14条

事案の概要

納税者は、昭和61年9月19日、課税庁に対し、同月17日から昭和62年8月31日までの事業年度以降の各事業年度の法人税について、法人税の青色申告承認の申請をし、法人税法125条により、当該事業年度の終了の日において、青色申告の承認があったものとみなされた。

納税者は、平成29年8月、X税理士法人を税務代理人として、国税電子申告・納税システムの利用を開始するために必要な開始届出書を課税庁に提出した。

X税理士法人は、平成30年6月期の法人税確定申告書の提出期限が同年8月31日となっていたにもかかわらず、同年9月18日に同システムを利用して、平成30年6月期に係る法人税の確定申告（以下「平成30年6月期確定申告」という。）を行った。

さらに、X税理士法人は、令和元年6月期に係る法人税の確定申告書の提出期限が同年9月2日となっていたにもかかわらず、同月10日に

同システムを利用して、納税者の令和元年6月期に係る法人税の確定申告（以下「令和元年6月期確定申告」という。）を行った。

課税庁は、納税者が2事業年度連続して各確定申告書を提出期限までに提出しなかったことから、納税者の令和元年6月期確定申告がその提出期限までに提出されていないことを理由とし、法人税法127条1項4号に該当するとして、納税者の青色申告の承認を取消し（以下「本件処分」という。）を行った。

本件処分に対し、納税者は2事業年度連続で確定申告書を提出しなかった原因は、X税理士法人の担当職員が申告期限内に提出することを失念したことによるものであること、また、軽微な提出ミスにより本件処分を行ったことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用により違法であり、また、処分の理由付記に不備があり、本件処分において事前に納税者に防御する機会を与えなかったことが憲法31条に反して違憲・違法である等を理由として提訴した事案である。

裁判所の判断

① 法人税法127条1項は、同項所定の事由がある場合に青色申告の承認を取り消すことができる旨を定めており、当該裁量は、税務署長に委ねられているものというべきである。そうすると、青色申告の承認を取り消すものとした課税庁の判断につき、裁量権の範囲の逸脱又はそ